

令和4年2月北九州市議会定例会議案

議案番号	件名	ページ
議案第 58号	北九州市国民健康保険条例の一部改正について	1

議案第 58 号

北九州市国民健康保険条例の一部改正について

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 4 年 3 月 9 日 提出

北九州市長 北 橋 健 治

提案理由 国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の基礎賦課限度額及び後期高齢者支援金等賦課限度額を変更するため、関係規定を改める必要があるので、この条例案を提出する。

北九州市国民健康保険条例の一部を改正する条例

北九州市国民健康保険条例（昭和42年北九州市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第13条中「63万円」を「65万円」に改める。

第14条の9中「19万円」を「20万円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第13条及び第14条の9の規定は、令和4年度以後の年度分の保険料について適用し、令和3年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

新	旧
<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第13条 第11条又は第12条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第12条の基礎賦課額との合算額とする。第17条及び第18条において同じ。）は、<u>65万円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第14条の9 第14条の3又は第14条の5の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合は、第14条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の5の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第17条及び第18条において同じ。）は、<u>20万円</u>を超えることができない。</p>	<p>(基礎賦課限度額)</p> <p>第13条 第11条又は第12条の基礎賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合には、第11条の基礎賦課額と第12条の基礎賦課額との合算額とする。第17条及び第18条において同じ。）は、<u>63万円</u>を超えることができない。</p> <p>(後期高齢者支援金等賦課限度額)</p> <p>第14条の9 第14条の3又は第14条の5の後期高齢者支援金等賦課額（一般被保険者と退職被保険者等が同一の世帯に属する場合は、第14条の3の後期高齢者支援金等賦課額と第14条の5の後期高齢者支援金等賦課額との合算額をいう。第17条及び第18条において同じ。）は、<u>19万円</u>を超えることができない。</p>